

平成25年度院内感染対策講習会実施要領

1. 目的

近年、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められているところである。

院内感染対策については、個々の医療従事者ごとに対策を行うのではなく医療機関全体として取組むことが重要であることから、全ての職員に対する組織的な対応方針の指示や教育等を行うことが重要である。

これらの状況を踏まえ、

- ① 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会を実施すること、
- ② ①の受講対象となる医療機関と連携し、地域における各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会を実施すること、
- ③ 高度な医療を提供する特定機能病院等の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会を実施すること、

により、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することを目的とする。

2. 対象

- (1) 「1. 目的」の①については、院内感染に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等に勤務する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師であって、院内感染対策について指導的立場を担う者として施設長の推薦する者。
- (2) 「1. 目的」の②については、地域の医療連携体制が求められる病院、診療所（有床、無床）、助産所等の医療提供施設に勤務する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師であって、施設長の推薦する者。
- (3) 「1. 目的」の③については、特定機能病院において院内感染対策を実施する者であって、施設長の推薦する者。

3. 受講者の推薦及び決定

都道府県及び厚生労働省医政局国立病院課（以下「都道府県等」という。なお、国立病院課については、国立ハンセン病療養所に勤務する者の推薦に限る。）は、前項に定める対象のうちから院内感染対策の推進にあたって効果の期待できる者を推薦者として選考し、別紙(1)による受講申込書を2部作成のうえ、厚生労働省医政局長に推薦するものとする。厚生労働省医政局長は、都道府県等から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知するものとする。

4. 研修事業実施者

厚生労働省の委託により、一般社団法人日本感染症学会が実施するものとする。

5. 講習会場、講習定員及び講習時間

別紙(2)のとおりとする。

6. 講習内容

別紙(3)を標準とする。

7. 受講経費

受講者から受講料を徴収しないものとする。また、受講者の受講地への旅費、滞在費及び宿泊費については受講者側の負担とすること。

8. その他

受講するために必要な筆記用具等は、受講者が持参するものとする。

宿泊施設については、受講者において準備するものとする。

講習会テキスト（無料）等は、講習会当日、会場にて配布するものとする。

受講証書は受講者のうち、全講習時間の4分の3以上出席の場合に発行するものとする。